

異議申立書

平成24年11月22日

延岡市長 首藤 正治 様



異議申立人



次のとおり行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づき異議申立てをします。

1 異議申立人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

~~延岡市~~ ~~延岡市~~ 74歳

2 異議申し立てに係る処分

延岡市長が平成24年11月12日付けで異議申立人に対し行政文書部分開示決定処分

3 異議申し立てに係る処分があったことを知った日

平成24年11月13日

4 異議の申立ての趣旨

~~当市の相違の曖昧~~ 異議申立てに係る処分を取り消し全部開示するとの請求を求め。

5 異議申立ての理由

① 土木課道路維持係 木村 幸夫氏は市民相談処理書と書き残していたが、
当市平成23年、生活環境課 中村氏、中村氏自分本人が不慮は、
四面四面の浜岸の中で仕事（高層部）をしていますが、
市民相談書と書き残してはなかった。
② 思く塗ってある部分を明確にして下さい
③ 相談内容の中で納屋と書いていますが（車庫）シロイ壁である。米礼である。
④ 急傾斜地に指定（してある）と相談はかき書いているが（たのんではいません）
5. 6軒以上民衆が「あんな子」である可能を知っていた、
あんな子から5人6人七人のけ止めが1人2人は七んでも良いと云うことだ。
1軒でも北方ヤカイ村で現場の仕事は、
事もある藤島組（延岡）

6 処分書の教示の有無及びその内容
この処分書に不服があるとき、
知ったことを知った日（開示の日）
して60日以内に延岡市長に
異議申立てをすることができ、
教示があった

7 異議申立ての年月日

平成24年11月22日

8 添付書類

延岡市長 櫻井 哲雄 殿

平成 17 年 3 月 1 日

異議申立人 横山 和生

異議申立書

次のとおり、異議申立てをします。

1、 異議申立人の氏名、年齢及び住所

氏名 [REDACTED]

年齢 65才

住所 延岡市 [REDACTED]

2、 異議申立てに係る処分

延岡市長が平成 17 年 2 月 25 日付文書番号 延総第 134 号・
土 [REDACTED] 号で異議申立人に対して行った行政文書部分開示決定処分

3、 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 17 年 2 月 25 日

4、 異議申立ての趣旨及び理由

ア 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

イ 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

- ① 延岡市が支払っている市長の交際費は全て税金であることの認識がない。 行政
- ② 延岡市が開示し [REDACTED] 書の非開示部分について、市民に公表できないと言っているのは不当な支払いをしているからである。要するに支払うべきでないところに支払っている。
- ③ 延岡市は市民の知る権利を阻止している。 行政
- ④ 延岡市には機密費は存在しないので、今回の [REDACTED] 書非開示部分は市民として納得できない。

よって、 [REDACTED] 書部分開示決定通知書延総第 134 号・

土 [REDACTED] 号は、 [REDACTED] [①～④] の内容を満たされず何の意図

をもたず開示の意味がない。

5、 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。」との教示があった。



延岡市長 櫻井 哲雄 殿

平成 17 年 3 月 1 日

異議申立人 [REDACTED]

異議申立書

次のとおり、異議申立てをします。

1、 異議申立人の氏名、年齢及び住所

氏名 [REDACTED]

年齢 65才

住所 延岡市 [REDACTED]

2、 異議申立てに係る処分

延岡市長が平成 17 年 2 月 25 日付文書番号 延総第 [REDACTED] 号
135号で異議申立人に対して行った行政文書部分開示決定処分

3、 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

平成 17 年 2 月 25 日

4、 異議申立ての趣旨及び理由

ア 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

イ 異議申立ての理由

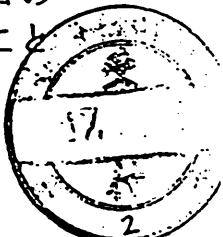
異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

- ① 延岡市が支払っている市長の [REDACTED] 費は全て税金であることの認識がない。
- ② 延岡市が開示し [REDACTED] 書の非開示部分について、市民に公表できないと言 [REDACTED] 事は不当な支払いをしているからである。要するに支払うべきでないところに支払っている。
- ③ 延岡市は市民の知る権利を阻止している。
- ④ 延岡市には機密費は存在しないので、今回 [REDACTED] 書非開示部分は市民として納得できない。

よって、 [REDACTED] 書部分開示決定通知書延総第 [REDACTED] 号
135号は、上記 [①～④] の内容を満たされず何の意図する開示の意味がない。

5、 処分庁の教示の有無及びその内容

「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。」との教示があった。



延生 第504号
平成24年12月11日

延岡市情報公開審査会
会長 佐々木 龍彦 様

延岡市長 首 藤 正 清



諮 問 書

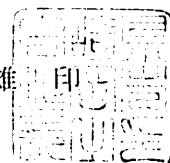
行政文書の開示決定等について次のとおり不服申立てがあったので、延岡市情報公開条例第17条の規定により諮問します。

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	市役所生活環境課の方2名が ████████ さん方へいかれた事を確認した文書（平成23年度分）
開示決定等の内容	開示請求に係る行政文書には、延岡市情報公開条例第5条第1号に規定する情報が含まれているため、当該情報を除いた部分を開示する決定
不服申立てがあった日	平成24年11月22日（金）
不服申立ての趣旨及び理由	趣旨 異議申立てに係る処分を取り消し、全部開示するとの決定を求める。 理由 ① 土木課道路維持係林田幸夫氏は市民相談処理書を書き残していたが、当時平成23年生活環境課（中村氏、戸高龍郎氏）中村氏自分本人が私達は四角四面の法律の中で仕事をしていますからと言っていたが、市民相談処理書を書き残していなかった。 ② 黒く塗ってある部分を明確にして下さい。 ③ 相談内容の中で納屋と書いているが（車庫）シックイ壁である。失礼である。 ④ 急傾斜地に指定（してもらおう）と相談したがと書いてあるが（たのんではいけません）5、6軒以上民家があればできる可能も知っていた、すなわち5人6人亡ぬのは止めるが1人2人は亡んでも良いということだ。1軒でも北方ヤカイ村で現場の仕事をした事も有る、藤島組（延岡）
所 管 課	生活環境課 電話番号 0982-22-7001
備 考	平成24年度第1号

- 添付書類 1 不服申立書及びその添付書類の写し
2 行政文書開示請求書の写し
3 開示請求に対する開示決定等の通知の写し
4 その他（ ）

情報公開審査会
会長 高橋民弘様

実施機関の長
延岡市長 櫻井哲雄



諮 問 書

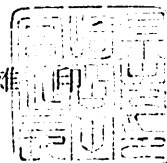
行政文書の開示決定等について次のとおり不服申立てがあったので、延岡市情報公開条例第17条の規定により諮問します。

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	平成16年度の市長の市外出張書（16年12月末までの分） 県内は宿泊旅費が支給されたものに限る 県外は全て
開示決定等の内容	開示請求に係る行政文書には、延岡市情報公開条例第5条第1号に規定する情報が含まれているため、当該情報を除いた部分を開示する決定
不服申立てがあった日	平成17年 3 月 1 日（火）
不服申立ての趣旨及び理由	ア 趣旨 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。 イ 理由 異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。 ①延岡市が支払っている市長の旅費は全て税金であることの認識がない。 ②延岡市が開示した行政文書の非開示部分について、市民に公表できないと言う事は不当な支払いをしているからである。 要するに支払うべきでないところに支払っている。 ③延岡市は市民の知る権利を阻止している。 ④延岡市には機密費は存在しないので、今回の行政文書非開示部分は市民として納得できない。 よって、行政文書部分開示決定通知書延総第135号は、上記〔①～④〕の内容を満たされず何の意図する開示の意味がない。
所 管 課	総務部総務課 電話番号0982-22-7006
備 考	平成16年度第6号

- 添付書類
- 1 不服申立書及びその添付書類の写し
 - 2 行政文書開示請求書の写し
 - 3 開示請求に対する開示決定等の通知の写し
 - 4 その他（ ）

延岡市情報公開審査会
会長 高 橋 民 弘 様

実施機関の長
延岡市長 櫻 井 哲 雄



諮 問 書

行政文書の開示決定等について次のとおり不服申立てがあったので、延岡市情報公開条例第17条の規定により諮問します。

開示請求に係る行政文書の名称又は内容	市長交際費に係る支出命令書及び精算命令書 平成16年1月から12月末までに支払った分
開示決定等の内容	開示請求に係る行政文書には、延岡市情報公開条例第5条第1号に規定する情報が含まれているため、当該情報を除いた部分を開示する決定
不服申立てがあった日	平成17年 3 月 1 日 (火)
不服申立ての趣旨及び理由	ア 趣旨 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。 イ 理由 異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。 ①延岡市が支払っている市長の交際費は全て税金であることの認識がない。 ②延岡市が開示した行政文書の非開示部分について、市民に公表できないと言う事は不当な支払いをしているからである。 要するに支払うべきでないところに支払っている。 ③延岡市は市民の知る権利を阻止している。 ④延岡市には機密費は存在しないので、今回の行政文書非開示部分は市民として納得できない。 よって、行政文書部分開示決定通知書延総第134号は、上記〔①～④〕の内容を満たされず何の意図する開示の意味がない。
所 管 課	総務部総務課 電話番号0982-22-7006
備 考	平成16年度第5号

- 添付書類
- 1 不服申立書及びその添付書類の写し
 - 2 行政文書開示請求書の写し
 - 3 開示請求に対する開示決定等の通知の写し
 - 4 その他 ()